

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 17 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

一部負担金割合に係る所得の額の算定基準等の見直しについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一部負担金割合に係る所得の額の算定基準、高額療養費の自己負担限度額区分の判定基準、高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定基準及び所得割額の算定基準並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税に係る総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額を用いていますが、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）による金融・証券税制の見直し及び所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）による新たな分離課税区分の創設に伴い、今般、他の所得と区分して計算される所得として列記されている所得に係る規定の見直しを予定しています。

その改正の趣旨及び内容について、あらかじめ下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者への周知等について特段の御配慮をお願い致します。

なお、国民健康保険税については、地方税法の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律において、下記内容と同様の措置が講じられていることを申し添えます。

記

第 1 地方税法の一部を改正する法律関係

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律による改正後の地方税法（以下「改正後地方税法」という。）において、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について、上場株式等に係る配当所得と併せ

て申告することとされたこと、また、株式等の譲渡所得等の分離課税制度について「上場株式等に係る譲渡所得等」及び「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税制度とされることとなったこと等を踏まえ、国保令の規定を整備するもの。

2 改正の内容

① 上場株式等に係る配当所得等に係る規定の整備

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する「上場株式等に係る配当所得の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する「上場株式等に係る配当所得等の金額」を算定の基礎とすることに改め、これにより、申告された特定公社債等に係る利子所得についても算定の基礎とすること。また、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算（改正後地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項）又は繰越控除（同条第 15 項）を行う場合は、損失控除後の金額とすること。（国保令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号、第 29 条の 3 第 4 項第 4 号、第 29 条の 4 の 3 第 3 項第 4 号並びに第 29 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 5 号並びに第 29 条の 7 第 5 項関係）

② 一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る規定の整備

他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する「株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び改正後地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎とすることに改め、これにより、一般公社債等に係る譲渡所得等及び特定公社債等に係る譲渡所得等についても算定の基礎とすること。また、上場株式等に係る譲渡損失と繰越控除（改正後地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項）を行う場合又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失と損益通算（改正後地方税法附則第 35 条の 3 第 13 項）若しくは繰越控除（同条第 15 項）を行う場合は、損失控除後の金額とすること。（国保令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号、第 29 条の 3 第 4 項第 4 号、第 29 条の 4 の 3 第 3 項第 4 号並びに第 29 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 5 号並びに第 29 条の 7 第 5 項関係）

第 2 所得税法等の一部を改正する法律関係

1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「所得相互免除法」という。）において、日本国居住者又は内国法人が構

成員となっている政令で指定される外国において設立された団体であつて、かつ、日本の租税が免除とされる団体を通じて利子等又は配当等を得たために特別徴収できなかつた個人住民税について、当該団体の日本国居住者である構成員に、市町村に対して特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額として申告する義務を課すための新たな申告分離課税の区分が設けられたことを踏まえ、国保令の規定を整備するもの。

2 改正の内容

他の所得と区分して計算される所得の金額に、所得相互免除法第8条第2項に規定する「特例適用利子等の額」及び同法第8条第4項に規定する「特例適用配当等の額」を加えること。(国保令第27条の2第1項第1号、第29条の3第4項第4号、第29条の4の3第3項第4号並びに第29条の7第2項第4号及び第5号並びに第29条の7第5項関係)

第3 施行期日等

- 1 第1と第2の改正は、それぞれ別の政令によることを予定していること。
- 2 第1の改正に係る政令については、平成29年1月1日から施行することを予定していること。
- 3 第2の改正に係る政令については、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(同法の公布の日(平成28年3月31日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行することを予定していること。